

日本小児がん看護学会研究助成金規程

第1条（名称）

本助成金は、日本小児がん看護学会研究助成金と称する。

第2条（目的）

本助成金は日本小児がん看護学会の事業として、看護実践の向上ならびに看護研究の推進のために究費を交付し、研究成果により小児がん看護の発展に寄与することを目的とする。

第3条（資金）

本助成金の資金は、名誉会員である梶山氏からの寄付とし、それを研究助成金に当てる。

第4条（対象）

- (1) 日本小児がん看護学会会員として登録し、その年の会費を納めている者で、申請により、その研究目的、研究内容を審査の上、適当と認めた者とする。
- (2) 研究代表者は(1)を満たす者であり、さらに臨床現場で勤務している者とする。
- (3) 共同研究者が看護師の場合は日本小児がん看護学会会員でなければならない。共同研究者が看護師以外の職種の場合、日本小児がん看護学会または日本小児血液・がん学会の会員でなければならない。
- (4) 研究助成金は対象研究課題の1年間の研究費用に充当するものとして交付する。
- (5) 研究が継続され、更に継続して研究助成金を希望する者は、改めて申請を行うこととする。

第5条（義務）

- (1) この研究助成金を受けた者は、助成金交付後1年間の研究成果を、報告書として提出し、終了後2年以内に日本小児がん看護学会学術集会において発表する義務を負うものとする。その後、日本小児がん看護学会誌に論文投稿することが望ましい。
- (2) 前項の学術集会発表と論文投稿を行う場合は、それぞれ速やかに研究助成委員会に報告しなければならない。

第6条（罰則）

研究助成金を受けた者の負う義務を怠り、また日本小児がん看護学会会員として、学会の名誉を甚だしく毀損する行為のあった場合は、研究助成委員会が査問の上、贈与した研究助成金の全額の返還を命ずることがある。

第7条（委員会）

本事業の運営、審査等は、日本小児がん看護学会学術推進委員会が行う。

第8条

委員会より報告を受けた事項は、日本小児がん看護学会理事長が総会に報告する。

第9条

研究助成金の申請に関する募集要項は、委員会に於いて別に定め、会員に公告する。

第10条

研究成果報告書は、委員会で確認し、日本小児がん看護学会理事長が10年間保管する。

【附則】

1. 本規程は平成27年8月29日より発効する。
2. 令和3年5月24日、一部条文の変更。第5条（義務）(1)

3. 令和3年7月19日、一部条文の追加。第10条
4. 令和7年度7月1日、一部条文の変更。第7条（委員会）
5. 令和7年12月18日、一部条文の変更。第4条（対象）（3）